

2024年4月24日

東京都知事 小池百合子 殿

東京都労働組合連合会執行委員長
和田隆宏

2024年 夏季一時金に関する要求書

厚生労働省が3月7日発表した1月の毎月勤労統計調査によると、1人当たりの賃金は物価の変動分を反映した実質賃金で前年同月比0.6%減少しました。22か月連続の減少となり、物価上昇に実質賃金の伸びが追いついていない状況が続いています。また、総務省が3月5日発表した2月の東京都区部の消費者物価指数（中旬速報値）では、2020年を100として106.2、前年同月比は2.5%上昇し、伸び率は1月の1.8%から4か月ぶりに拡大し、日銀の物価安定目標の2%を2か月ぶりに上回りました。

政府・日銀が物価と賃金が2%程度、定常的に上がり続ける「物価と賃上げの好循環」を目指すとし、2024春闘では全ての企業において、物価上昇分を超える大幅賃上げが強く求められ、賃上げの動きが力強さを増しています。

2023年賃金確定闘争は、人事委員会勧告に基づく決着となったものの、物価上昇の影響を全ての職員が受けている中、都労連が求めた、全ての職員の平均24,000円の賃金引上げ、期末手当による一時金引上げなどを労使協議により実現することができず、中高年齢職員、とりわけ55歳昇給抑制措置を受けている職員や会計年度任用職員にとって、物価上昇分にも満たない賃上げとなり不満の残る結果となりました。

職員は、都民の命を守り、暮らしを支え、公共交通や水道・下水道のライフラインを維持し、公教育を充実させるため、日夜、使命感を持って様々な職場で懸命に働いています。

私たちは、都で働く職員であると同時に、健康で文化的な生活をおくるために働く労働者です。

全国で最も生計費を要する首都圏で暮らす職員は、生活改善につながる大幅賃上げを切実に求めています。夏季一時金の支給月数引上げは職員の強い要求です。また、定年前と同様に働き、若手職員に対して技術・技能を継承する役割も担っている再任用職員の夏季一時金の支給月数を定年前職員同様とするよう強く求めます。

都民の命と暮らしを支え、都の行政サービスを安定的に継続させるため懸命に働いている職員が、安心して都民本位の都政をすすめる仕事ができるよう、全ての職員の夏季一時金について下記のとおり要求しますので、誠意ある回答を求めます。

記

- 1 夏季一時金2. 7月分を6月28日までに支給すること。支給にあたっては、全額を期末手当とすること
- 2 上記に対する回答を5月27日までに行うこと